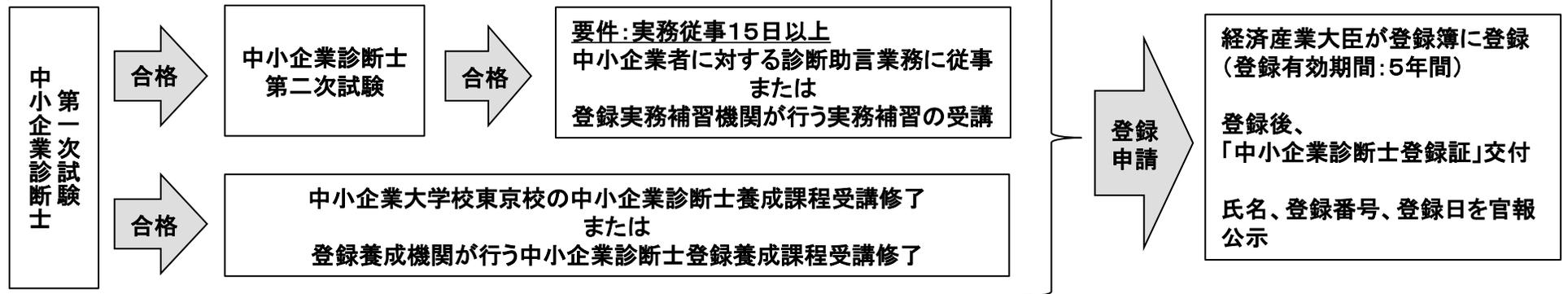


中小企業診断士制度の概要

新規登録



更新登録

要件:以下の要件の両方を満たすこと

- ・専門知識補充要件:理論政策更新研修受講等5回以上
- ・実務従事要件:診断助言業務に従事等30日以上

更新登録
申請

経済産業大臣が登録簿に更新登録
(有効期間:5年間)

更新登録後、「中小企業診断士登録証」交付

休止の申請

(更新登録の特例)

5年間の有効期間内に休止申請することにより、
15年間で限度に診断助言業務の休止ができる

経済産業大臣が登録簿に申請年月日を記載
「中小企業の経営診断の業務再開の申請可能
証書」交付

再開の申請

(更新登録の特例)

要件:申請日の前3年以内で

- ・専門知識補充要件 :理論政策更新研修受講等5回以上
- ・実務従事要件 :診断助言業務に従事等15日以上

経済産業大臣が登録簿に申請年月日を記載
(再開後の有効期間:休止時における有効期間の残期間)
「中小企業診断士登録証」交付

再開後最初の更新登録

(更新登録の特例)

要件:実務従事のみ
:診断助言業務に従事等15日以上

経済産業大臣が登録簿に更新登録
(有効期間:5年間)
更新登録後、
「中小企業診断士登録証」交付